

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省鉄道局総務課	
	国土交通省鉄道局鉄道事業課	電話番号： 03-5253-8538 e-mail: sakazaki-y26e@mlit.go.jp
評価実施時期	平成27年2月26日	
規制の目的、内容及び必要性等	【目的】JR会社法の対象から除外された九州旅客鉄道株式会社に対して、国鉄改革の趣旨を踏まえた経営を行わせるため、同社に指針を策定する。 【内容】他のJR会社との間における連携・路線の適切な維持や施設整備における利用者利便の確保、中小企業への配慮に関する指針を策定し、必要な場合にあつては指導、助言、勧告及び命令を行うことを法令上規定する。 【必要性】JR九州について、完全民営化後においても適切な事業運営を確保する必要があるため。	
	法令の名称・関連条項とその内容	附則第2条～第5条
想定される代替案	なし(現行の特殊会社規制(事業計画の認可、監督命令等の事前かつ包括的な規制)から実質的に緩和した最小限の規制であり、これに対する代替案はベースラインと同一であるため、代替案は想定できない)	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	適切な路線の維持や中小企業への配慮等に係る費用<事業者負担>
	(行政費用)	指導、助言、勧告及び命令等の措置等に要する事務費<国>
	(その他の社会的費用)	-
規制の便益	便益の要素	
	他のJR各社との間における相互の連携・協力や、路線維持、中小企業に対する配慮により、九州圏内の各地域の活性化が図られることによる便益。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	当該規制案は、遵守費用及び行政費用が発生する。行政費用は指針の公表や、指針に従わない場合における措置に係る事務的費用等と極めて小さいと考えられるものの、遵守費用は、JR九州に、適切な路線の維持や中小企業への配慮等に係る費用等(鉄道事業の赤字等)が一定程度発生するが、今般の指針の策定によって他のJR各社との間における相互の連携・協力や、路線維持、中小企業に対する配慮により、九州圏内の各地域の活性化が図られるという大きな便益が得られることとなることから、便益が費用を大幅に上回ると言える。	

有識者の見解その他関連事項	<p>○「国鉄改革のための基本的方針について」(昭和60年10月11日閣議決定)(抄)  旅客鉄道株式会社は、経営基盤の確立等条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。</p> <p>○「JR九州完全民営化プロジェクトチームとりまとめ」(平成27年1月)(抄)  (略)今般、JR九州についてJR会社法の適用対象から除外することとなるが、JR九州の鉄道事業に係る利用者の利便の確保や適切な利用条件の維持と、地域の経済及び社会の健全な発展のための基盤の確保を図るためには、なお当分の間、国鉄改革の経緯を踏まえた事業運営を担保する必要がある。このため、JR九州についても、先に完全民営化したJR本州三社と同様に、国鉄改革の経緯を踏まえ、</p> <p>① JR会社間における旅客の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用等の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項</p> <p>② 国鉄改革実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持や、駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項</p> <p>③ JR九州が事業を営む地域において、当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害や利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項</p> <p>について、JR九州が当分の間配慮すべき事項を「指針」として示し、指針を踏まえた事業運営を確保する必要があると認めるときには国土交通大臣が指導・助言を行い、正当な理由なく指針に照らして必要な事業経営を行っていないと認めるときには勧告・命令を行うことができることとすることが適切である。</p> <p>等</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>当該規制案は、将来、JR各社の純民間会社化の状況等を踏まえた一定の条件が整うまでの「当分の間」のものとしている。従って、一定の条件が整っているかを検討する際に今般の政策に係る評価、検証等を行うこととする。</p>
備考	